

東京都市大学副専攻プログラム

教育開発機構
教育支援センター

1. 目的

副専攻プログラムは、学部及び学科等で所属学生に対して編成する教育課程（以下「主専攻」という。）以外に、学際的テーマ又は特定の学問分野について、教育課程を体系的に編成し提供することによって、学生の複眼的な思考力や統合的な理解力を育成することを目的とします。

2. 副専攻プログラムの設置・修了要件

- 1) 副専攻プログラムを、学際的副専攻プログラムと学問分野別副専攻プログラムに区分します。

学際的副専攻プログラム	学際的なテーマに関連する授業科目によって編成
学問分野別副専攻プログラム	特定の学問分野の授業科目によって編成

- 2) 副専攻プログラムの修了要件単位数は10単位以上とし、修了要件は副専攻プログラムごとに定めています。科目リストや修了要件は、別紙を参照してください。
- 3) 各学生に対して二つ以上の副専攻プログラムの修了を認定することができるものとします。ただし、同一の授業科目を二つ以上の副専攻プログラムの修了のために用いることはできません。

3. 副専攻プログラムマネジメントグループ

- 1) 副専攻プログラムを管理・運営するため、副専攻プログラム毎に副専攻プログラムマネジメントグループ（以下「副専攻PMG」という。）を置いています。別紙の科目リストにある教員の名前があるところが、該当します。
- 2) 副専攻PMG による当該副専攻プログラムの管理・運営を統括するため、副専攻プログラムマネージャー（以下「副専攻PM」という。）を置きます。別紙の科目リストにある教員の名前で、下線を引いている教員が該当します。

4. 副専攻プログラムのエントリー及び履修

- 1) 副専攻の履修を希望する学生は、副専攻プログラム学生としてエントリーすることができます。ただし、所属する学科が提供の基礎となっている副専攻プログラムにエントリーすることはできません。別紙の科目リストに、エントリー可能／不可能な学部学科を記載していますので確認してください。
- 2) 学生は、エントリーした副専攻プログラムの修了のために必要な授業科目を履修することとします。

5. 副専攻プログラムの修了認定

- 1) 副専攻プログラムを履修した学生は、当該副専攻プログラムの修了要件を満たしたとき、副専攻プログラム修了認定申請書を教育支援センターに提出してください。
- 2) 副専攻プログラム修了認定申請書を提出した者が卒業を認定され、各副専攻プログラムの修了要件を満たしたとき、当該副専攻プログラムの修了を認定し、副専攻修了証書を授与します。
- 3) 副専攻PMG は、前項の規定に基づき副専攻プログラム修了認定を受ける学生がいる場合は、学生が所属する学科の当該卒業研究指導教員に通知します。

5. 学生のエントリー

- 1) 副専攻プログラムへのエントリーを希望する学生は、「副専攻PMG」に対して副専攻プログラム履修計画書を提出してください。なお、この履修計画書の提出したことにより、実際の履修が制約されるものではありません。
- 2) 副専攻プログラムへの学生のエントリーに関する手続は、各年次各学期の適切な時期に行います。
- 3) エントリーの可否は、副専攻PMが決定します。

6. 副専攻プログラム修了要件

- 1) 所属する学科の専門科目（ただし、専門教養科目群を除く。）及び PBL科目は、学生の副専攻プログラムの修了要件に含むことができません。
- 2) 単一学科により構成される学部の場合、その学部のみで開講されている専門基礎科目は、学生の副専攻プログラムの修了要件に含むことができません。
- 3) 主専攻の科目区分ごとの卒業要件としてカウントされた科目は、学生の副専攻プログラムの修了要件に算入できません。
- 4) 学生が副専攻にエントリーする前に修得した授業科目の単位であっても、当該副専攻プログラムの修了要件に算入することができます。

7. 卒業要件単位への加算

- 1) エントリーが認められた副専攻プログラムの履修により修得した他学部他学科科目の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に含めることができます。

8. 修了の判定等

- 1) 副専攻PMGは、卒業認定を受けた学生から副専攻プログラム修了認定申請書が提出されたとき、当該副専攻プログラムに係る修了判定を行います。

※ 副専攻のエントリー及び履修は、令和2年度の入学者から実施します。

以上